

入間市生活応援商品券 利用規約

(本規約の目的)

第1条

本規約は、入間市（以下「発行者」という。）が発行する「入間市生活応援商品券」の利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とする。利用者が「入間市生活応援商品券」の利用をする場合は、本規約に同意したものとみなす。

(用語の定義)

第2条

本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとする。

- (1) 「入間市生活応援商品券」とは、発行者が利用者に対して発行し、電磁的方法により記録される電子マネーであって、利用者が加盟店舗において入間市生活応援商品券使用取引の決済に使用することができるものをいう。
- (2) 「入間市生活応援商品券スマートフォンタイプ」とは、入間市生活応援商品券の形態のうち、利用者が使用するスマートフォン等の端末上で登録し、決済や残高の記録等ができるアプリケーションで、アプリ上の二次元コードを利用者が提示し加盟店舗が読み取る又は加盟店舗に掲示してある二次元コードをアプリで読み取ることにより使用が可能となる形態をいう。また、利用にあたり利用者情報の登録が必要となり、利用者情報登録時に、アプリ内の利用規約に同意する必要があるものとする。
- (3) 「入間市生活応援商品券カード」とは、入間市生活応援商品券の形態のうち、二次元コードを通して入間市生活応援商品券での決済や残高の記録等ができるカードで、カードの二次元コードを利用者が提示し、加盟店舗が読み取ることにより使用が可能となる形態をいう。
- (4) 「利用者」とは、発行者から入間市生活応援商品券の発行を受け、当該入間市生活応援商品券を利用し、又は利用しようとする者をいう。
- (5) 「入間市生活応援商品券利用加盟店舗」とは、入間市生活応援商品券を使用することができる加盟店舗として発行者が登録する事業者をいう。以下、「加盟店舗」とする。
- (6) 「入間市生活応援商品券使用取引」とは、利用者が加盟店舗において、入間市生活応援商品券と引き換えに、商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいう。

(加盟店舗での入間市生活応援商品券の利用)

第3条

1. 利用者は、入間市生活応援商品券使用取引の決済に入間市生活応援商品券を利用することができる。ただし、次のいずれかに該当するものについては利用できない。
 - (1) 商品券、ビール券、図書券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いもの
 - (2) 土地及び家屋の購入代金(不動産売買)
 - (3) 出資や債務の支払い(金融商品の売買)
 - (4) 国や地方公共団体への支払い
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (6) その他、発行者又は加盟店舗が不適当と認めるもの
2. 利用者が入間市生活応援商品券使用取引の決済に入間市生活応援商品券を利用した場合は、入間市生活応援商品券の残高から入間市生活応援商品券使用取引の決済額を差し引くことにより、金銭にて支払う場合と同様の効果が生じるものとする。
3. 利用者は、加盟店舗において入間市生活応援商品券使用取引を行う場合は、発行者又は加盟店舗の定める方法により、現金その他の支払方法と入間市生活応援商品券による支払方法を併用することができるものとする。
4. 利用者は、入間市生活応援商品券を利用した場合は、利用者のスマートフォン又は加盟店舗のタブレット等の決済端末に表示される入間市生活応援商品券の残高に誤りがないかを確認するものとし、誤りがある場合には、その場で加盟店舗に申し出るものとする。
5. 利用者は、入間市生活応援商品券使用取引を行った場合において返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生したときは、利用者と加盟店舗の間で解決するものとする。

(残高の登録・追加)

第4条

1. 利用者は、入間市生活応援商品券の残高を「入間市生活応援商品券スマートフォンタイプ」にも登録することができる。「入間市生活応援商品券スマートフォンタイプ」に登録できる残高は、入間市生活応援商品券のすべての残高を登録するものとし、一部登録は行えない。
2. 入間市生活応援商品券の残高の「入間市生活応援商品券スマートフォンタイプ」への登録は、スマートフォンを操作することにより利用者自ら行うことができる。
3. 「入間市生活応援商品券スマートフォンタイプ」にも登録された入間市生活応援商品券には、別の者の入間市生活応援商品券の残高を追加登録することができるものとし、追加登録された残高は、当該「入間市生活応援商品券スマートフォンタイプ」に最初に登録した入間市生活応援商品券に統合される。追加登録できる残高は、入間市生活応援

商品券のすべての残高とし、一部追加は行えない。

4. 保有できる入間市生活応援商品券の残高は4万円までとし、追加登録後に保有上限を超える場合、追加できない。
5. 「入間市生活応援商品券カード」は、「入間市生活応援商品券スマートフォンタイプ」に残高登録後も利用することができる。ただし、3項により別の入間市生活応援商品券に統合された入間市生活応援商品券の「入間市生活応援商品券カード」は利用することができない。

(有効期限)

第5条

入間市生活応援商品券の残高の有効期限は、令和8年8月31日とする。なお、期限を超過した残高は無効となる。

(入間市生活応援商品券が利用できない場合)

第6条

1. 利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、入間市生活応援商品券の発行を受けること、入間市生活応援商品券使用取引を行うこと、又は入間市生活応援商品券残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとする。
 - (1) 発行者の責によらない入間市生活応援商品券を提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
 - (2) 加盟店舗の責によらない入間市生活応援商品券カードの破損、加盟店舗の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
 - (3) 保守管理等のために入間市生活応援商品券を提供するシステムの全部又は一部を休止する場合
 - (4) その他やむを得ない事情による場合
2. 前項各号の場合において、入間市生活応援商品券を利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、発行者及び加盟店舗は一切の責任を負わないものとする。

(換金・現金化の禁止)

第7条

1. 利用者は、発行された入間市生活応援商品券について、発行者から払戻しを受けることはできない。
2. 入間市生活応援商品券は、現金に換金することを禁止する。

(入間市生活応援商品券の利用停止)

第8条

発行者は、利用者が次のいずれかに該当した場合は、当該利用者に対して事前通知又は催告をすることなく、入間市生活応援商品券の利用を停止することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 入間市生活応援商品券の利用者として不相当と発行者が判断したとき

(反社会的勢力の排除)

第9条

1. 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを発行者又は加盟店舗に対して確約するものとする。
 - (1) 暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業の従業員並びにその関係者、総会屋等及びその共生者
 - (2) その他前号に準ずる者
2. 発行者又は加盟店舗は、利用者が前項に定める事項に違反した場合若しくは違反している恐れがあると発行者又は加盟店舗が判断した場合は、利用者に何ら催告をせず直ちに入間市生活応援商品券の利用を停止することができるものとし、発行者は当該入間市生活応援商品券残高を失効できるものとする。併せて、発行者又は加盟店舗は、これにより被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求できるものとする。

(入間市生活応援商品券の終了)

第10条

発行者又は加盟店舗は、社会情勢の変化、法令の改廃その他発行者又は加盟店舗の都合により、事前に告知なく、入間市生活応援商品券の発行又は入間市生活応援商品券使用取引を終了する場合がある。

(入間市生活応援商品券カードの紛失、汚損又は破損時の再発行等)

第11条

1. 入間市生活応援商品券カードが利用者の責によらず紛失、汚損又は破損(以下「紛失等」という。)をし、入間市生活応援商品券が利用できない場合は、発行者にて再発行することができる。その際、紛失等をした入間市生活応援商品券カードのカード番号が把握でき、かつ利用者と再発行希望者の本人確認ができた場合に再発行を行う。ただし、次のいずれかに該当する入間市生活応援商品券カードは、再発行できない。
 - (1) 入間市生活応援商品券使用取引の使用履歴がある。
 - (2) 入間市生活応援商品券スマートフォンタイプに残高登録・追加を行っている。
2. 発行者及び加盟店舗は、前項を除く理由により生じた利用者が被る損害について、一切の責任を負わないものとする。また、入間市生活応援商品券カードを第三者が利用した

場合も同様とする。

3. 発行者及び加盟店舗は、紛失等により入間市生活応援商品券残高が有効期限を過ぎたとしても、一切の責任を負わないものとする。

(入間市生活応援商品券の安全管理及び不正利用等への対応)

第12条

1. 利用者は、入間市生活応援商品券に対し注意をもって管理(スマートフォンの端末ロックをかける等、カードであれば保管)し、情報の秘密を守るために、合理的に可能なすべての措置を常に講じるものとする。
2. 発行者は、スマートフォン又は入間市生活応援商品券カードの盗難、紛失、第三者による不正使用の発生又はその恐れがあると判断した場合は、本カードの利用を停止することができる。
3. 発行者は、利用者に対し、スマートフォン又は入間市生活応援商品券カードの紛失、盗難又は不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあり、この場合には、利用者は当該求めに協力するものとする。
4. 利用者が、スマートフォン又は入間市生活応援商品券カードを紛失、盗難等により第三者に本カードが使用された場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとする。

(業務委託)

第13条

発行者は、本規約に基づき発生する自己の業務について、その一部を第三者に委託することができるものとする。

(損害賠償)

第14条

1. 発行者は、利用者が入間市生活応援商品券を利用することで何らかの損害が生じたとしても、当該損害を賠償する責を負わない。ただし、発行者の故意又は重過失を原因として利用者が損害を被った場合に限り、発行者は入間市生活応援商品券の発行額を超えない範囲で当該損害を賠償する。
2. 利用者は、本規約に違反したことにより、発行者、加盟店舗、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条

1. 入間市生活応援商品券の発行及び利用にあたり収集された個人情報(入間市生活応援商

品券の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）は、次の目的のためにのみ利用するものとする。

- (1) 入間市生活応援商品券配付事業の運営及びサービス提供
 - (2) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - (3) 電子メール等の通知手段による情報発信
 - (4) 利用者からの問い合わせ等に対する適切な対応
 - (5) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
2. 発行者は、利用者から取得した(1)の個人情報を、(2)に定める目的で、(3)に掲げる者と共同して利用することができる。
- (1) 共同して利用される個人情報の項目
発行者が入間市生活応援商品券のサービスに関連して取得した利用者の個人情報
 - (2) 利用目的
(ア) 利用者からの入間市生活応援商品券の発行・管理のためのシステムに関する問い合わせ、相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理
(イ) 利用者による入間市生活応援商品券の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
 - (3) 共同して利用する者の範囲
発行者が入間市生活応援商品券を提供するために共有することが必要と判断した者。なお、発行者は当該共有者に適切な秘密保持義務を課すものとする。

（規約の変更）

第16条

1. 発行者は、本規約を変更することができるものとする。
2. 本規約を変更する場合、発行者は利用者に対して、入間市公式ホームページ上にて変更内容を告知するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第17条

1. 本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とする。
2. 発行者と利用者間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、さいたま簡易裁判所又はさいたま地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は、令和 8 年 3 月 2 3 日から施行する。